

富士市国際交流協会規約

昭和 62 年 12 月 11 日	制定
平成 4 年 6 月 15 日	改正
平成 9 年 6 月 10 日	改正
平成 16 年 6 月 18 日	改正
平成 17 年 6 月 1 日	改正
平成 20 年 6 月 3 日	改正
平成 23 年 6 月 20 日	改正
平成 28 年 4 月 1 日	改正

(名 称)

第1条 この協会は、富士市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協会は、富士市と諸外国との国際親善を基調として、教育、文化、産業、経済等の交流を促進するとともに国際友好都市間の相互理解と親善に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流に関する事業の計画及び実施
- (2) 国際交流関係団体との連携及び情報交換
- (3) 国際交流に関する調査及び研究
- (4) 国際交流に関する広報活動と情報提供
- (5) その他目的達成に必要な事業

(会 員)

第4条 協会の会員は、第2条の目的に賛同する個人会員、団体会員及び法人会員並びに特別賛助会員をもって構成する。

2. 個人会員は、社会人及び大学、高校生とする。
3. 団体会員は、友好交流事業に協力する団体（任意団体を含む。以下「団体」という。）とする。
4. 法人会員は、富士市に所在する法人とする。
5. 特別賛助会員は、協会に特別に賛助する法人及び個人とする。
6. 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

7. 退会しようとする者は、その旨を会長に届け出なければならない。ただし、会員が死亡し、又は会員である法人、団体が解散若しくは消滅したときは、退会したものとみなす。また、正当な理由なく3年以上会費を滞納した場合は退会扱いとする。

(役員)

第5条 協会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
常任理事	1名
理事	若干名
監事	2名

(役員の選任)

第6条 役員の選任は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長及び常任理事は、理事の互選により選出する。
- (2) 理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序により、その職務を代行する。
- (3) 理事は、協会の運営について協議し、会務を処理する。
- (4) 常任理事は、理事会から委任を受けた事項の執行にあたる。
- (5) 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とし、再任をさまたげない。ただし、欠員補充者の在任期間は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 この協会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。
3. 顧問はこの協会の会議に出席して、意見を述べることができる。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または、会員の3分の1以上の要請があったときは、臨時に総会を開催すること

- ができる。
2. 総会は、次の事項について協議し、決定する。
 - (1) 予算及び決算に関すること。
 - (2) 規約の制定、改廃に関すること。
 - (3) 役員の選任に関すること。
 - (4) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (5) その他協会の運営に関する重要な事項。
 3. 総会の議長は、会長がこれにあたる。
 4. 総会の議案は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が採決する。

(理事会)

- 第11条 理事会は、第5条の役員をもって構成し、重要な会務の執行にあたり会長が必要に応じて招集する。
- ただし、理事の過半数の要請があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

(委員会)

- 第12条 協会の事業を円滑に推進するため、主要事業ごとに委員会をおくことができる。
2. 委員会の委員は、会員の中から会長が理事会にはかって指名し、任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。
 3. 委員会に委員長及び副委員長を置く。
 4. 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

(経 費)

- 第13条 協会の経費は、会費、補助金及び寄付金をもってあてる。

2. 前項の会費は、次のとおりとする。

(1) 個人会員	年額	2, 000円
ただし、学生は		1, 000円
団体会員	年額	5, 000円
法人会員	年額	10, 000円
特別賛助会員		
(個人)	年額	10, 000円
(法人)	年額	30, 000円

(会計年度)

- 第14条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 協会の事務を処理するため、事務局を富士市市民部に置く。

(個人情報保護)

第16条 協会は、個人情報の保護に努め、適正に管理・運用する。

(委任規定)

第17条 協会の実施について必要な事項は、理事会に図り会長が別に定める。

付 則

この規約は、昭和62年12月11日から施行する。

付 則

この規約は、平成4年6月15日から施行する。

付 則

この規約は、平成9年6月10日から施行、平成9年4月1日から適用する。

付 則

この規約は、平成16年6月18日から施行する。

付 則

この規約は、平成17年6月1日から施行、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この規約は、平成20年6月3日から施行、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この規約は、平成23年6月20日から施行、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この規約は、平成28年6月9日から施行、平成28年4月1日から適用する。